

様式第 3 号（第 8 条関係）

競争入札設計図書等に関する回答書

令和 7 年 1 月 3 1 日

福島県相双建設事務所長 栗田 豊己

工事（委託業務）番号	第 2 4 - 4 1 3 7 0 - 0 3 2 7 号
工事（委託業務）名	河川海岸改良（改良）工事（天端舗装）
質 問 事 項	
<p>1. 新田川工区については現況の幅員が 2.7m 程度しかなく、25cm の嵩上を行うと 1.7m の幅員しか確保できない箇所が想定されます。例えば 2.5m（全幅）の幅員を確保する場合は背面に土留め壁等を設置して確保しなければならないかと思われませんが、最小の幅員（舗装幅）は 2.0m 以上でよいのでしょうか。</p> <p>2. 舗装幅員が狭くなった場合、路肩盛土材、下層路盤材、合材を 2 t ダンプトラックによる積み替え作業が必要となります。その場合、積み替え費用は変更計上できるのでしょうか。</p> <p>3. 盛土材の流用について積込費、運搬費は計上されておりますが、その場所へのバックホウの運搬費（往復）が計上されておきませんが、施工箇所より場所が離れているため運搬費を変更計上できるのでしょうか。</p> <p>4. 誘導員の計上について、県道及び村道の出入り作業となり、一般車の安全確保のため誘導員を配置する場合、変更計上できるのでしょうか。</p>	
回 答 事 項	
<p>1. 最小幅員（舗装幅）は、現地の状況により 2.0m 未満の場合もあります。</p> <p>2. 福島県工事請負契約約款第 1 8 条に基づき協議の対象とします。</p> <p>3. 質量 20t 未満の建設機械の運搬費用は、共通仮設費に含まれるため計上しません。</p> <p>4. 福島県工事請負契約約款第 1 8 条に基づき協議の対象とします。</p>	

※福島県測量等委託業務条件付一般競争入札試行要領(平成 20 年 3 月 28 日付け 19 財第 7998 号)及び農林水産部又は土木部が所掌する測量等の請負契約に係る指名競争入札事務処理手順(平成 20 年 3 月 28 日付け 19 財第 7986 号入札改革グループ参事通知)に基づき使用する場合は、工事を委託業務に改めること。